

○ 議長（下村 栄君）次に、質問第15号、市政について、古市議員の質問を許します。古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）通告いたしました2点について質問いたします。

最初に、学校給食について質問します。食育基本法では、食育は生きる上での基本であり、知育、徳育、体育の基礎となるものとされています。学校給食は、子供の食育の中核であり、正しい食の知識や選択力を習得し、生涯の望ましい食習慣の実践力を培うという狙いがあります。学校は家庭の食育推進の最大のサポーターでもあります。学校給食は、教育上、大変重要な役割を担っていますが、市の認識はどうでしょうか。また、市民に対して学校給食の重要性を広く発信すべきですが、見解をお伺いいたします。

上田市の学校給食のあり方については、学校給食運営審議会の答申が平成23年6月に提出されています。これを受けての基本計画の策定について、私は平成25年12月議会で質問をいたしました。教育長の答弁は、早急に教育委員会としての考えを固め、全庁的な合意形成に努めていく。市長の答弁は、長きに達していると感じている。改めて指示を出し、市長部局との合議も進め、計画策定を早めなければならないとされています。あれから1年3カ月が経過いたしました。計画策定の進捗状況を伺って、第1問といたします。

○ 議長（下村 栄君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）学校給食についてのお尋ねでございます。

議員ご指摘のとおり平成17年に食育基本法が制定され、その中で学校給食について、あるいは食育についての理念がうたわれました。この食育基本法の制定を受けまして、平成20年には学習指導要領の中で学校における食育の推進が明記され、学校給食法の目的も、50年ぶりに栄養改善から食育へと改正されました。

上田市の各学校においても食育を積極的に進めており、学校給食を生きた教材として、食事の重要性、健康の保持、増進のための食事のとり方等について、担任とともに養護教諭、栄養教諭、栄養士が連携して指導する機会をつくっております。また、その日の献立に合わせ、食物を大事にする心、地域や日本の食文化、地域の農産物等についても、給食の時間中に校内放送を活用して栄養士等が作成した一口メモを流しております。このように学校給食は食育の中心となるものであり、今後も力を入れて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、市民に対しての学校給食の重要性の発信についてでございますが、保護者向けといたしましては、給食だよりや献立表の中で、またPTA懇談会や給食試食会の折に、食事のバランスや成長期の栄養などについて、学校給食を通して食の大切さを家庭に伝えております。さらに、食生活の重要性や学校給食についての理解を深めていただくため、各小学校で行われる来入児保護者説明会に栄養士等が出席し、説明しております。

市民向けといたしましては、市のホームページに各給食センターの毎日の献立や月ごとの給食指導の目標、それぞれの給食センターの特徴、工夫していることなどを載せており、また献立については、毎日写真によりUCVでも放送されております。さらに、毎年行われる環境フェアの中で学校給食展を開催し、給食の展示や地産地消の取り組み、食育の紹介など、市民の皆さんに対しまして給食への理解、食育への関心を深めていただく機会としております。今後もさまざまな機会を活用して、学校給食や食育についてご理解いただくための情報を発信してまいります。

次に、学校給食運営方針についての庁内の検討状況でございますが、学校現場においての食育の推進、安全でおいしい学校給食の提供と並行いたしまして、組織や職員人事面からの検討や施設の整備についての検討、さらには調理業務等の民間委託についての検討、さらには今後の総合的な財政見通しの作成など、さまざまな角度からの検討を行ってまいりました。こうした検討を現在も引き続き行っている最中でありまして、大変申しわけなく存じますが、学校給食についての方針や計画をまだお示しできる段階にはない状況でございます。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

計画策定の中で民間委託についても論議をされているという答弁がありました。これは平成19年7月に民間活力導入指針、上田市では作成して、この中に給食調理業務等の民間委託化も取り組み項目とされていることからだと思います。

しかし、私は、そもそも学校給食を行政改革の対象とすることには無理があるのではないかと考えております。学校給食は食育の教科書としての役割を担っています。命を育む食は、心も育みます。学校給食が人を育てると言われます。学校給食運営審議会の会長を務められた市場先生は先日の講演会で、人こそ資源であり、それ以上大切なものがあるでしょうか、そう強く訴えられました。現在、上田市では、給食センターであっても、栄養士と調理員が連携し、自校給食に近い内容を目指して努力されています。質の高い給食が提供されております。民間委託された場合、この連携は法律違反となるため、調理は業者任せとなります。今と同じことを要求するのは非常に難しいことであり、給食の質の低下は避けられません。どのように考えているか、伺います。

○ 議長（下村 栄君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）民間委託により栄養士と調理員との連携がとれなくなり、給食の質が落ちるのではないかと、このようなご指摘でございます。給食づくりの経験とノウハウのある民間業者に委託するものであり、しかも学校あるいは給食センターに配置された栄養士が献立を作成し、栄養士が受託者側と綿密に連携して学校給食がつくれますので、必ずしもおいしい給食が提供できなくなるということはないと考えております。また、民間委託であっても、直営であっても、給食の質の低下はあってはならないものと考えております。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）再質問をいたします。

質の低下はあってはならないという認識は同じであります。民間委託しても質の低下は招かないというご答弁だったかと思えますけれども、実際にどうでしょうか。今の給食センターでは宿直業務もありまして、化学調味料は一切使わない、そういう努力もされております。包丁を使って手切りの調理もされております。

そして、現場でも調理員と栄養士、現場に立ち会って調理を進めている、そういう状況をお聞きしております。こういうことが民間業者に要求できるでしょうか。同じことを要求するのは非常に難しい、そういう認識ではないかと思えます。教育長、もう一度ご答弁お願いいたします。

○ 議長（下村 栄君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）実際に既に給食センターで民間委託化を進めている、あるいは個別の学校給食、自校給食校においても民間委託化を進めている学校が、既に全国各地、あるいは長野県内にもございます。それらの先行事例を十分に参考にさせていただいて、民間委託化についても取り組んでまいりたいと考えております。検討してまいりたいと考えております。また、給食審議会の答申の中でも、財政上の課題がある場合については民間委託化もやむを得ないという1項目が入っております。このことも含めて検討を、これまでも検討してきているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）民間委託化も考えていくというご答弁でありますけれども、上田市の給食センター、また自校給食の実際の状況、十分把握をされて、それと同じものが要求できるのか。そういうこともしっかりと見きわめていただきたいと思えます。

学校給食運営審議会でも業務の委託化について諮問をされておりますので、一応議論はされたわけです。答申では、民間委託について給食の質を低下させないこと、食に関する指導が行えること、安全確保、法令遵守に十分配慮する必要があるとされております。この答申を最大限尊重することが求められているわけです。教育長は、民間委託をしても質は落ちないというご認識ですので、私と、この点、認識が違うわけですが、私は民間委託ではどうしても今の上田市の学校給食、実際に行っていること、同じことを要求することは不可能だと思います。そういうことを考えれば、おのずと結論は出るはずですが、この答申の視点に立って、給食の質は落とさない、このことを最大限尊重して検討することが必要ではないでしょうか。見解を伺います。

○ 議長（下村 栄君）小山教育長。

〔教育長 小山 壽一君登壇〕

○ 教育長（小山 壽一君）先ほどもご答弁申し上げましたとおり、先行事例がございますので、先行事例を十分に調査検討して、今後の上田市の学校給食について考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）答弁をいただきました。

行政改革、また民間活力導入指針については、教育委員会だけの判断では難しい面があるのかと思えます。

そこで、市長にお伺いいたします。人口減少時代にあつて、人こそ資源であり、人を育てることにこそ、行政は力を入れるべきです。学校給食はその役割を担っているのですから、少なくとも今より質の低下をさ

せないこと、そのことが重要であります。業務委託をすることは、私は質の低下を招く。今の上田市の学校給食、大変な努力をされております。同じことを要求するのは難しい。そういう認識の上に立って申し上げるわけです。市長の見解を伺います。

次に、農業問題について質問いたします。まず、国の農業改革の上田市への影響について伺います。農業は安全な食糧確保と食料自給率の向上、国土、環境の保全等、多面的で重要な役割を担っています。そのためには家族農業を中心とした農村社会の維持が必要です。2014年は国連が定めた国際家族農業年でした。家族農業が持続可能な形態として、飢餓や貧困の克服、環境や資源の管理に有効だと認められたからです。家族農業は上田市でも主力であり、その維持と再生を図ることが重要ですが、どのように認識しているか、伺います。

国が進めようとしている農業改革は、世界で一番企業が活動しやすい国にする路線の一環です。農業、農村の発展や食料の安全よりも、企業のビジネスチャンスをふやす政策です。家族農業の自主的な組織の農業協同組合の解体、農地の番人の農業委員会制度の改悪が柱です。しかし、上田市の農政の推進に当たっては、農協や農業委員会と緊密に連携して進めてきた長い歴史があります。市の農政に農協及び農業委員会が果たしてきた役割をどのように認識しているか、伺います。

○ 議長（下村 栄君）母袋市長。

〔市長 母袋 創一君登壇〕

○ 市長（母袋 創一君）古市議員の質問に答弁します。

基本的には教育長の答弁と、私は同様でございます。最初から、民間だから質が保てない、安全性が保てない、そう決めつけることは非常に不思議な話でありますし、私の意に沿いません。したがって、そういうことを担保するとか、そういうものをよく研究しながら、どうしたらいいのだということだと私は思っております。

○ 議長（下村 栄君）甲田農林部長。

〔農林部長 甲田 國満君登壇〕

○ 農林部長（甲田 國満君）家族農業経営の再生についてご質問いただきました。

家族労働力を基幹として農業生産を営む農家、いわゆる家族農業につきましては、食料・農業・農村基本法におきまして、農業生産の多様な担い手の一つとして位置づけられており、当市といたしましても家族農業は農業生産上重要な担い手との認識でございまして、農産物直売所システム等の活用する中で家族農業の支援にも努めてまいりたいと考えております。また、人・農地プランの作成におきましても、家族農業の皆さんも入った中で地域の農業の方向づけを検討させていただいたところでもございます。

続きまして、上田市の農政にJA及び農業委員会が果たしてきた役割についてでございます。農業協同組合は、生産者が相互扶助の観点から各自の農業、生活を改善するための組織、いわゆる協同組合の一つで、農協法において、農業生産力の増進及び農業者の経済的、社会的地位の向上を図る、これを目的とする組織でございます。当市の農政におきましては、優良農地の確保に努め、担い手への農地の利用集積の促進や耕作放棄地の解消等を図るための各種施策、あるいは土地改良事業等、安定的な農業経営を確保するため、各種の補助事業を実施してまいりました。さらに、米の生産農家の所得に影響を与える米価の急落を防止するための米の生産調整、いわゆる減反政策等、生産現場と直結した政策を末端の行政として農家の理解を求め

ながら実施してきたところでもございます。

これらの施策や事業を進めるに当たりましては、これまで農家への説明会の開催、あるいは農家との先進地への視察研修や現場における営農指導、あるいは申請書類の取りまとめ等、常にJAの理解を得、協力をいただく中で支障なく進めてまいりました。市といたしましては、当市の農政に大きく貢献されてきていると認識しているところでございます。

また、農業委員会におかれましては、農業委員会等に関する法律に基づき市町村に設置が義務づけられている行政委員会で農業者の利益を代表する機関として、農地の権利移動や農地転用の許可などの法令業務、農地等の利用集積、効率的な利用の促進、担い手の育成などの任意業務並びに意見の公表、建議及び諮問に対する答申などの業務を通じて、地域農業の振興に重要な役割を担っていただいております。また、上田市の附属機関である農政推進協議会、地域農業の活性化などを目的とした上田市農業支援センター並びに上田農業再生協議会などの構成機関として、農業従事者の高齢化や担い手不足、遊休荒廃地の増加などの農業、農村が抱える課題解決に向け、行政はもとより系統組織並びに関係機関と連携しながら、上田市農政の発展に大きく貢献しているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）答弁をいただきました。

市長からも教育長と同じ考えだというご答弁がありました。

質問はしませんが、一つ参考として申し上げておきます。今の上田市の学校給食は、学校給食調理中に食材の扱い、切り方、調理の方法、味つけなどについて、栄養士と調理員の直接のやりとり、きめ細やかな指示、指導が行われております。民間委託すると、こういうことができなくなってしまいます。調理は材料があればできるというものではありません。調理の仕方によって味が変わってくるわけです。また、その日の給食の調理は当日でなければ判断ができない、そういう事項がたくさんあるわけです。仕入れの内容によって違ってきます。それに対応しながら、今、学校給食はつくられているわけです。これは調理員と栄養士の直接の連携、必要不可欠である、私はそう考えます。参考として申し上げておきます。

それでは、農業改革について、引き続き質問をしてみたいです。国の農協改革、農協についての改革による上田市への影響について3点伺います。

1点目は、農協中央会の地域農協に対する指導、監査権の廃止です。地域農協が中央会によって縛られ、創意工夫ができないという事実はなく、現場の声は全く無視されています。TPPに対する農業者の反対の運動の中心を担っているJA全中を弱体化する狙いがあるとされています。

2点目は、全農の株式会社化です。全農は、全国的な共同販売を担い、独占禁止法の適用除外となっておりますが、株式会社化したら適用除外を外されます。個々の農家、単位農協の販売力が極めて弱いので、共同販売をしていますが、これはカルテルではなく、競争条件を対等にするためのルールとして国際的にも認められています。上田市でも菅平高原の生鮮野菜は、この共販によって大量生産、大量販売が成り立っています。

3点目は、農協から金融、共済部門を切り離すことです。この改革の背後には、アメリカと日本の大銀行、

大保険会社があり、120兆円と言われる資金を狙っています。農協は営農指導、金融、共済、医療と総合的に機能していることが特徴であり、金融、共済が切り離されたら他の事業も成り立たず、農協自体が立ち行かなくなります。

次に、農業委員会改革について2点伺います。1点目は、農業者の選挙で農業者から多数の委員を選ぶ公選制を廃止して、市町村の任命制にすることです。首長の思惑で農業委員会が構成でき、行政の下請機関となってしまうと懸念の声が広がっています。

2点目は、農業委員会業務として位置づけられている建議活動を法律に基づく業務から除外することです。地域農業について一番知っているのは農業委員会であり、建議は予算編成等行政側も尊重する機会となっております。農地所有について、農業委員会改革とあわせて農業生産法人の大幅な緩和があります。農地を所有できる法人は、従来、役員の過半数が農業の常時従事者でなければなりませんでしたが、それが、1人以上が農作業に従事しなければならないへ変えるとしています。農地バンクとも言える農地中間管理機構は、中山間地の耕作放棄地を対象としておりません。優良農地だけを企業が使いたい思惑があります。企業は利益が出ないと撤退するおそれがあります。農地中間管理機構の役割及び農地所有の大幅な緩和による市への影響、また対応をどのように考えているか、伺います。

○ 議長（下村 栄君）甲田農林部長。

〔農林部長 甲田 國満君登壇〕

○ 農林部長（甲田 國満君）まず、国の農協改革に対する考え方でございます。

政府、与党は先月、全国農業協同組合中央会の組織体制を抜本的に見直す等、農協改革案を決定し、関連法案を今国会に提出することとしております。その改革案は、議員おっしゃられたとおり全国農業協同中央会、いわゆるJA全中を農協法に基づく組織から一般社団法人化し、同組織の地域農協への指導的影響力の源泉となっていた監査権を撤廃すること等が骨子となっており、JA全中を頂点とする農協制度につきましては、約60年ぶりに見直されるというものでございます。

今回の改正の中心となっておりますJA全中の監査権の権限を弱め、単位農協に自由裁量を与えること。あるいは、全農が株式会社化すること。さらには、金融と農業生産関係との部署の分離、このことが農家の所得をふやすこととの関連性について、現状では政府からは明確な説明が示されていないという状況でございます。一方、農家側からは、農協に望むのは農産物の販売価格の安定、機械や資材の安価な販売、営農指導の充実であり、そこに変化があるかという改革案の方向を見守る姿勢が多い中で、農協の独立性が高まれば独自に販路開拓や価格向上に取り組めるメリットがあるかもしれないと、農協改革に期待する意見も出てきているところでございます。

市といたしましては、先ほども、これまで農協が果たしてきた役割、成果について申し上げましたが、国が示した農業の成長戦略の一環としての農協改革により組合員参加型で事務事業が推進され、安全で安心な食料を求める市民が共感する農協であり、そのために行政と一体となって農業振興を図る農協として、地域経済の自律的な発展が図られますよう、今まで以上に強く地域農業を牽引する役割を果たす農協であることを期待するところでございます。

続きまして、農業委員会改革への考え方でございます。政府は、昨年6月に、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂をし、農業の成長産業化に向けた農協、農業委員会等に関する改革を推進するとともに、規

制改革実施計画を閣議決定いたしました。その後、与党の取りまとめを踏まえまして、今国会に改革の関連法案が提出される予定となっております。内容的には、先ほど議員おっしゃられたとおり、農業委員の選任方法、これを公選制から地域の推薦あるいは募集の結果を尊重して、市町村議会の同意を要する市町村長の任命制にし、議会推薦、団体推薦による選任制は廃止するというものでございます。また、農業委員会につきまして、法律上、定められておりました建議につきましては、これを法律上の位置づけを見直すという内容となっております。

今後、国会において関連法案が審議されてまいります。今回の農業委員会制度、組織改革が農業、農村の維持、発展に支障や混乱を来すことがあってはならないことであり、農業委員会が地域の農業の代表としての自信と誇りを持って、しっかりとした仕事をし、成果を上げることができ、環境をいかにつくり上げるか、現場の視点を踏まえた慎重かつ丁寧な法案の検討を期待するところでございます。

農地中間管理機構についてでございます。農地中間管理事業の推進につきましては、先ほども触れましたが、国が当該事業を整備するに至った経過は、各市町村における人・農地プランの作成プロセス等において、信頼できる農地の中間的受け皿があると人と農地の問題の解決を進めやすくするという意見を踏まえて制度化されたものでございます。

農地中間管理機構は、例えば農業をリタイアするので、農地を貸したい場合、機構へ農地を貸し付けると、機構がその農地を借り手に転貸する。また、新規就農あるいは規模拡大のための農地を借りたい場合、機構に申し出ると機構から農地を借りられるといった農地の中間的受け皿の役割を果たすというものでございまして、機構が行う農地中間管理事業は、人・農地プランと連携しており、農地の借り手の選定につきましては、人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体が優先され、地域農業の担い手に農地が集積される仕組みとなっております。

議員ご指摘の農業生産法人につきましては、平成21年に改正された農地法の改正によりまして、農業生産法人の要件が緩和されたところでございます。また、今国会におきましても、関連法案が審議される予定になっております。この農地法の改正以降、全国におきまして新たに1,576法人が農業経営に参入しておりまして、このことにより農地の流動化が促進され、農地の有効活用と荒廃農地の解消が図られているものと考えております。本市におきましても、現在13の法人が、これは一般法人も含めてでございますが、耕作放棄地を含めた農地を借り受け、農業経営を行っているところでございます。

今後も農地の借り受けの希望につきましては法人がふえてくるものと推測しておりますけれども、農地中間管理機構は農地の貸し付けに当たっては、その事業規定において、人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体に対して優先的に配慮することとしておりまして、法人が借り受け希望しても、地域における人・農地プランの見直しにおける話し合いの中で中心となる経営体として位置づけられていない場合は、農地を速やかに借り受けができないということでございます。したがって、無秩序な農地の流動化は避けられるものと考えております。

今後、農業者の皆さん、あるいは地域の農業組織の皆さんの意向を尊重しながら、当該事業の活用を含め、農地の有効利用に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

- 15番（古市 順子君）ご答弁をいただきました。

引き続き国の農業改革の上田市への影響について伺います。米政策の見直しについては、私は昨年6月議会で今後の見通しを伺いました。生産農家数の減少は予想されるが、集約化によって安定した生産量が期待でき、農家所得の確保にも努めたいとのことでした。26年は10月から米価や野菜価格が一層暴落し、ここ3年間で最低となり、一方、生産資材は、円安、消費税増税により最高となりました。国は過剰米対策をせず、米価暴落を誘導し、制度的にも価格、所得補償を減額、廃止しています。このため、大規模稲作農家ほど減収が大きい状況です。上田市の26年産米の状況はどうだったか。市としての予測、対策は的確だったと考えているか。また、27年産米の生産予測、対策をお伺いいたします。

畑作物の直接支払交付金は、2015年産からは認定農業者、集落営農、認定収納者だけに絞り込まれます。交付対象外となる経営体は、昨年6月議会の答弁では190とのことでしたが、情報提供等により対象者となるよう努めるとのことでした。現時点の予測はどうでしょうか。また、対象外なる農家にどのような支援を考えているか、伺います。

次に、塩田地域で生産される大豆が、市外の食品加工業者が次々商品化し、生産量が追いつかないほど人気であるとの報道がされました。喜ばしいことと思いますが、本来ならば、市内で加工、商品化されることが望ましいはずですが、市内には真田氏関連の豆腐でも、以前から製造、販売をされていますが、大豆の確保は容易ではなく、国産まで枠を広げないと確保できないということです。市としてこのような状況をどう受けとめているか、伺います。

- 議長（下村 栄君）甲田農林部長。

〔農林部長 甲田 國満君登壇〕

- 農林部長（甲田 國満君）上田市の平成26年産米の生産農家数、生産量等についてでございます。

26年産米の生産農家数は4,600戸余、前年に比ばまして約2%の減、生産量は9,950トン余で、前年に比ばまして約6%の減でございます。販売農家の農家所得につきましては、農協が米の販売の依頼を受けた農家に対しまして、農協が米を引き取った直後、出荷時点で支払う概算金が前年度比約15%下落していることから、現時点においては減少しているものと推測をしているところでございます。なお、その後、流通経費等を加算されました実際の販売価格が過去3年間の平均販売価格を下回った場合は、国の経営所得安定対策の一環であります米の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策が発動され、差額に対し9割が補填することとなります。米の販売農家数や生産量につきましては、前年に国の示す米の生産数量目標に基づき、生産農家のご協力を得る中で、市として転作を伴う生産調整を的確に行っておると認識しているところでございます。

次に、27年産米についてでございますが、既に生産数量目標が国から示されておりまして、今月下旬から上田農業再生協議会を通じまして、生産農家の皆さんにお示しする予定となっております。生産農家のご協力を得ながら目標値の達成に努めてまいります。

また、先ほど申し上げました国の経営所得安定対策の一環であります米の収入減少影響緩和対策、いわゆるナラシ対策につきましても制度として継続されるということでございます。

次に、畑作物の直接支払交付金の交付対象外となる経営体数についてでございます。さきの6月議会にお



きまして、経営所得安定対策の一環でございます畑作物の直接支払交付金は、諸外国との生産条件の格差により不利がある国産畑作物について、生産コストと販売額の差に相当する額を直接交付するというものでございまして、今年度におきましては、全ての販売農家、集落営農組織を交付対象といたしますが、制度の見直しがされる中で、平成27年度からは交付対象を認定農業者、集落営農組織、認定就農者に限定することとしており、そのことにより平成25年度実績では当該交付金の受給対象者数は約270経営体でございましたが、平成27年度以降は、そのうち約190経営体が対象外なるという推計値を答弁させていただきました。その後、経過の中で、対象外となる経営体数につきましては、現在のところ147経営体と推測しております。対象外となる経営体が減少している状況でございます。このことは、制度の変更に対しまして、経営改善計画を立て、経営者として意識を持って農業経営を行おうとする認定農業者になる、あるいは農家が共同して農作業を行うことにより効率化を図ることを目的といたしました集落営農組織を創設することにより、当該交付金のほか国の支援制度も受けられる等、農業者にとって有利な制度の活用方法等についてきめ細かな説明を重ねてきた結果として、認定農業者や集落営農へ移行する農業者がふえてきたものと考えておるところでございます。市といたしましては、今後も農業者の皆様が当該交付金の制度を活用できるよう、説明会等に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、塩田地区で生産されている大豆を用いた加工品が好評で、生産が追いつかない状況についての考え方でございます。当市における大豆の生産面積につきましては、約192ヘクタールで、生産量は約240トンという状況でございます。そのうち塩田地域で生産される大豆は、主にナカセンナリという種類でございまして、生産面積は約88ヘクタールで、生産量は約150トンであり、生産面積で全体の42%、生産量で全体の63%を占めております。

このナカセンナリは、100種類以上ある大豆の中で全国的に作付面積が少ない中で、主に長野県で栽培されており、県内においては気候的に条件の合う塩田地域で生産量が多く、また他の大豆と比べて色が繊細で甘いという評価を受けておるところでございます。基本的に豆腐やみそへの加工に適していることから、西塩田地区営農活性化推進組合を中心に生産され、平成24年から当該大豆を原料として豆腐、こうや豆腐、かりんとう、納豆などの商品化が進められておるところでございます。

市といたしましては、当市において生産される農産物を原材料として商品開発され、その商品が大量に販売されることは、競争力のある農業の成長産業化を図る目的に適合するものであり、当該大豆を転作作物として栽培することは、農地の有効活用につながるという観点からも望ましいと考えておるところでございます。現在、塩田地域における大豆の生産量は、当市の生産量の半数を占める状況でございますが、今後、加工業者の生産量の拡大の要望に対しましては、さらなる生産農地の確保と生産者の拡充が必要となりますが、そのこと対応するためには、米の生産調整に伴う転作作物として奨励するとともに、規模拡大に対する農作業の省力化、効率化を図るための機械や施設の整備に対する財政的支援にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員。

〔15番 古市 順子君登壇〕

○ 15番（古市 順子君）ご答弁いただきました。

畑作物の直接支払交付金の対象外となる農家は147ということで、まだまだ多い状況とのことと。

また、地産地消、6次産業化のルールづくりとして特定作物奨励事業創設を提案いたします。この事業は、ソバ、大豆、小麦などを生産し、地元で販売する農家に対して奨励金を交付するものです。小規模農家対策として遊休荒廃地解消にも役立つものです。また、「真田丸」関連商品開発も後押しするものと思います。この提案は、ずっと以前から共産党議員団として行ってまいりましたが、国の政策の変更、また地域の諸事情により本格的に検討すべき時期と考えます。見解を伺って、質問を終わります。

○ 議長（下村 栄君）甲田農林部長。

〔農林部長 甲田 國満君登壇〕

○ 農林部長（甲田 國満君）ソバ、大豆、小麦などの特定作物奨励事業の創設についての考え方でございます。平成23年度から実施されました農業者戸別所得補償制度において、麦、大豆、ソバなどにつきましては、国の戦略作物として助成対象となりまして、従前の栽培面積に対して助成される仕組みに加え、生産する量に応じて助成金を加算するという充実した内容の制度でございます。

平成25年、26年度におきましても、当該制度は経営所得安定対策に事業名が変更されましたが、麦、大豆、ソバなどにつきましては引き続き助成対象となりましたので、市といたしましては、麦、大豆、ソバの集団作付を奨励し、助成金が加算されるよう最大限の活用を努めてきたところでございます。

今年度以降におきましても当該制度は継続されることとなっておりますことから、現在のところ、国の制度、特に地域の裁量で大豆、ソバ等の生産に加算ができます産地交付金、この制度を最大限活用することで、麦、大豆、ソバなどの生産農家の所得の確保に努めるとともに、地域資源であるこれらの作物を加工し、販売する、いわゆる6次産業化につきましては、引き続き認定事業所となるため情報提供等の人的支援や商品開発等にかかわる経費に対する財政的支援に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお申し上げます。

○ 議長（下村 栄君）古市議員の質問が終了しました。